

非常時優先業務【災害応急対策業務】

担当課等	業務名(事務分掌)	業務着手時期						
		3h	12h	1d	3d	1W	2W	1m
総務課 人事課	災害対策本部に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	総合的対策の樹立及び総合連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部会議に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	部外諸機関との連絡に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	自衛隊等の出動要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	各種要望書等の作成に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部長の命令伝達に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	防災無線その他電話通信施設に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害時における人員の配置及び調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	職員の勤務に関すること。	○		○	→	→	→	→
	庁員の非常招集に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	部員の給食に関すること。			○	→	→	→	→
	災害現地への人員輸送に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内における地区情報員（嘱託員等）の設置及び災害現況の受報把握に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	気象及び災害情報の接受、収集及び各部係の連絡等に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害情報の収集及び記録に関すること。	○	○	→	→	→	→	→
	広報に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害写真の撮影、収集及び記録に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	交通に関すること。			○	→	→	→	→
	輸送機関のあっ旋に関すること。				○	→	→	→
建設課 農林整備課	災害箇所での現地調査に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	総務班との連絡調査に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
消防本部	総合連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	消防団との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害警防及び救助活動に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	緊急避難措置に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	水防に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	死傷者及び建物等の被害調査に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害情報の連絡に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
企画課 財政課 税務課	災害対策予算に関すること。				○	→	→	→
	災害対策に関する経理一般に関すること。				○	→	→	→
	普通財産の災害対策及び災害調査に関すること。	○	→	→	→	→		
	台風等の暴風警報時の避難業務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	家屋の被害程度確認（罹災証明発行）に関すること。		○	→	→	→	→	
市民課 健康ほけん課	救護所の設置に関すること。		○	→	→	→		
	医療実施状況の確認に関すること。		○	→	→			
	救護班の編成及び派遣その他り災者の応急救護に関すること。		○	→	→			
	災害用医療薬品の調達及び衛生資材に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	一般防疫に関すること。		○	→	→	→	→	→
	災害時における上下水道の衛生維持に関すること。		○	→	→	→	→	→
福祉課 長寿介護課 こども未来課	埋葬の実施状況確認に関すること。			○	→	→	→	→
	災害救助費の予算及び庶務に関すること。							○
	応急救助の種類及び方法に関すること。		○	→				
	応急救助の企画調整に関すること。		○					
	福祉施設の災害に関すること。		○	→	→	→		
	厚生のための資金貸付に関すること。							○
	日本赤十字社への委託に関すること。							○
	義援金品の受付配分及び輸送に関すること。							○
	台風等の暴風警報時の避難業務に関すること。		○	→	→	→		
	避難所の設置状況確認に関すること。		○	→	→	→	→	→
	被服、寝具、生活必需品の配分及び給与に関すること。		○	→	→	→	→	→
	生業資金貸与に関すること。							○
	り災者の救出状況確認に関すること。		○	→	→			
	り災世帯及び構成人員の調査確認に関すること。			○	→	→	→	→
農業振興課	ボランティア活動の支援に関すること。				○	→	→	→
	農林関係全般の被害状況調査及び庶務に関すること。	○	→	→	→	→		
	ムシロ、カマス、縄等の調査入手あっ旋に関すること。							○
	農作物の被害調査及び対策に関すること。		○	→	→	→		
	応急用農作物の種苗補給に関すること。							○
	林野関係の被害調査及び対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	家畜及び家きんの被害調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
	家畜飼料の補給に関すること。					○	→	→
	家畜伝染病予防及び防疫に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	農地及び農業用公共施設の災害調査並びに対策に関すること。				○	→	→	→
水産課	炊出し用主食の調達及び実施状況に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	り災者に対する主食の配給に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	水産関係全般にわたる被害調査及び庶務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	高潮対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
	港湾の災害復旧に関すること。				○	→	→	→
	水産施設の災害調査及び対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	漁港海岸堤防に関すること。		○	→	→	→	→	→
観光課	漁港の災害復旧に関すること。				○	→	→	→
	公園及び観光施設資料等の災害調査並びに対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	商工鉱業の災害調査及び対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	商工鉱関係全般の被害調査取りまとめ及び庶務に関すること。		○	→	→	→	→	→
商工物産課	輸送機関のあっ旋に関すること。		○	→	→	→	→	→
	炊出用物品（副食物、調味料等）物資のあっ旋及び調達に関すること。			○	→	→	→	→
	所管事項全般にわたる被害調査の取りまとめ及び庶務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
建設課 都市計画課 農林整備課	道路及び橋梁の災害復旧に関すること。			○	→	→	→	→
	災害時における道路、橋梁の使用に関すること。							
	災害時における公有水面に関すること。							
	水防に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	河川堤防溝梁、水路及び桶管の災害復旧に関すること。							○
	海岸堤防に関すること。							○
	災害関係住宅の調査及び建設に関すること。			○	→	→	→	→
	建設物の災害防止に関すること。			○	→	→	→	→
	市有建物の災害調査及び復旧に関すること。			○	→	→	→	→
	住宅の応急修理等に関すること。					○	→	→
	応急仮設住宅の設置に関すること。							○
	被害調査のとりまとめ及び庶務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
水道局	上水道施設の災害調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
	上水道施設の災害復旧に関すること。		○	→	→	→	→	→
	学校、幼稚園施設の災害調査及び対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
学校教育課 教育総務課 生涯学習課	災害時における幼児・児童生徒及び授業等の措置に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	学校用教科書、その他教材のあっせん調達に関すること。				○	→	→	→
	社会教育関係施設の災害調査及び対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	保健体育関係施設の災害調査及び対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	学用品の必要数量及び学童数の調査に関すること。			○	→	→	→	→
議会事務局	学用品の配分及び給与に関すること。					○	→	→
	議員との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	支部の庶務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→

非常時優先業務【災害応急対策業務】

担当課等	業務名(事務分掌)	業務着手時期						
		3h	12h	1d	3d	1W	2W	1m
生月支所 地域振興課	管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部の指令の伝達に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	避難所の開設に関すること。		○	→	→	→	→	→
	防災行政無線の管理運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	消防団との連絡調整に関すること。		○	→	→	→	→	→
	り災証明の発行に関すること。					○	→	→
	避難所における被災者の保護及び収容に関すること。			○	→	→	→	→
	被災者の支援に関すること。			○	→	→	→	→
	食品衛生に関すること。					○	→	→
	埋火葬に関すること。			○	→	→	→	→
	廃棄物の処理に関すること。					○	→	→
	市民の相談に関すること。				○	→	→	→
	被災世帯の確認に関すること。				○	→	→	→
	市民の安否確認に関すること。				○	→	→	→
	災害時要援護者の保護及び避難対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
	医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内の農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。				○	→	→	→
	家畜伝染病の防疫に関すること。				○	→	→	→
	林地、治山施設及び林業施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	漁港施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	商工業関係の被害調査及び報告に関すること。					○	→	→
	観光施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	観光客の安全確保に関すること。			○	→	→	→	→
	道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。			○	→	→	→	→
	緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。			○	→	→	→	→
	地すべり、がけ崩れ等の応急対策に関すること。						○	→
	水防対策に関すること。				○	→	→	→
	高潮対策に関すること。				○	→	→	→
	市有建物の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
田平支所 地域振興課	支所の庶務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。			○	→	→	→	→
	本部の指令の伝達に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。		○	→	→	→	→	→
	避難所の開設に関すること。		○	→	→	→	→	→
	防災行政無線の管理運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	消防団との連絡調整に関すること。			○	→	→	→	→
	り災証明の発行に関すること。					○	→	→
	避難所における被災者の保護及び収容に関すること。			○	→	→	→	→
	被災者の支援に関すること。			○	→	→	→	→
	食品衛生に関すること。					○	→	→
	埋火葬に関すること。			○	→	→	→	→
	廃棄物の処理に関すること。							○
	市民の相談に関すること。					○	→	→
	被災世帯の確認に関すること。				○	→	→	→
	市民の安否確認に関すること。				○	→	→	→
	災害時要援護者の保護及び避難対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。		○	→	→	→	→	→
	管内の農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。					○	→	→
	家畜伝染病の防疫に関すること。					○	→	→
	林地、治山施設及び林業施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	漁港施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	商工業関係の被害調査及び報告に関すること。						○	→
	観光施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	観光客の安全確保に関すること。					○	→	→
	道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。			○	→	→	→	→
	緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。			○	→	→	→	→
	地すべり、がけ崩れ等の応急対策に関すること。				○	→	→	→
	水防対策に関すること。				○	→	→	→
	高潮対策に関すること。				○	→	→	→
	市有建物の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
大島支所 地域振興課	支所の庶務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。			○	→	→	→	→
	本部の指令の伝達に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	避難所の開設に関すること。		○	→	→	→	→	→
	防災行政無線の管理運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	消防団との連絡調整に関すること。		○	→	→	→	→	→
	り災証明の発行に関すること。				○	→	→	→
	避難所における被災者の保護及び収容に関すること。			○	→	→	→	→
	被災者の支援に関すること。				○	→	→	→
	食品衛生に関すること。					○	→	→
	埋火葬に関すること。					○	→	→
	廃棄物の処理に関すること。				○	→	→	→
	市民の相談に関すること。				○	→	→	→
	被災世帯の確認に関すること。				○	→	→	→
	市民の安否確認に関すること。				○	→	→	→
	災害時要援護者の保護及び避難対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
	医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内の農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。					○	→	→
	家畜伝染病の防疫に関すること。					○	→	→
	林地、治山施設及び林業施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	漁港施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	商工業関係の被害調査及び報告に関すること。					○	→	→
	観光施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	観光客の安全確保に関すること。			○	→	→	→	→
	道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。					○	→	→
	緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。				○	→	→	→
	地すべり、がけ崩れ等の応急対策に関すること。						○	→
	水防対策に関すること。				○	→	→	→
	高潮対策に関すること。				○	→	→	→
	市有建物の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
総務課	行政事務の連絡調整に関すること。			○	→	→	→	→
	市に行政区域の変更及び町名設定又は変更に関すること。							○
	審査請求、訴訟、和解及び調停に関すること。			○	→	→	→	→
	市議会の招集及び議案調製に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	条例、規則その他重要文書の審査に関すること。			○	→	→	→	→
	公告式及び令達に関すること。			○	→	→	→	→
	公印の管理に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	庁舎の秩序維持及び管理に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	文書の收受、発送、保管及び保存の統括に関すること。							
	庁議に関すること。					○	→	→
	部長会議に関すること。					○	→	→
	地方分権に関すること。							○
	庁用自動車の総括管理及び運行に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	情報公開及び個人情報保護に関すること。			○	→	→	→	→
	儀式、褒章及び表彰に関すること。				○	→	→	→
	出張所及び連絡所に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	指定管理者制度に関すること。							
	嘱託員等に関すること。					○	→	→
	住民自治組織に関すること。							
	地縁団体の認可に関すること。							○
	陳情及び要望に関すること。							
	マイナンバー制度に関すること。							
	広聴活動の企画及び総合調整に関すること。					○	→	→
	他課等の所掌に属さない事項に関すること。					○	→	→
	情報化・DXの推進に関すること。							
	情報システムに関すること。	○	→	→	→			
	情報セキュリティに関すること。							
	情報通信機器に関すること。	○	→	→	→			
	国民保護に関すること。							
	防災行政事務に関すること。							
	危機管理に関すること。							
	交通安全対策に関すること。						○	→
	交通災害共済事務に関すること。							○
	防犯に関すること。				○	→	→	→
	自衛官募集事務に関すること。							○
	交通政策に関すること。							○
	交通船事業に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
人事課	市長及び副市長の事務引継ぎに関すること。							
	職員の任命、分限、懲戒及び服務規律に関すること。							○
	職員の定員管理及び配置に関すること。							○
	職員の給与その他勤務条件に関すること。							○
	職員共済組合及び公務災害補償に関すること。							○
	職員の研修に関すること。							○
	職員の健康管理及び福利厚生に関すること。							○
	職員団体に関すること。							○
	任命権者を異にする人事及び給与の連絡調整に関すること。							○
	特別職等の報酬に関すること。							
	各種委員の任命に関すること。							○
	人事評価に関すること。							
	行政改革の推進に関すること。							
	行政組織及び職務権限に関すること。							
	事務改善に関すること。							
	各部との調整に関すること。							
	市長及び副市長の秘書に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	市長の交際に関すること。					○	→	→
	式辞文等の作成に関すること。					○	→	→
	市長会に関すること。							
	有料広告事業に関すること。							
	広報紙の編集及び発行に関すること。							
	市のホームページに関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	市政の記録整理に関すること。							
	情報の収集及び整理に関すること。							
	報道機関との連絡調整に関すること。		○	→	→	→	→	→
企画課	行政評価に関すること。							
	総合計画の策定及び推進に関すること。							
	重要施策の企画立案に関すること。							
	過疎地域自立促進計画の策定及び推進に関すること。							
	辺地総合整備計画の策定及び推進に関すること。							
	離島及び半島関係事務に関すること。							
	振興公社との連絡調整に関すること。	○	→	→	→			
	電源支援事業に関すること。							
	文化センターの管理に関すること。	○	→	→	→			
	ふるさと融資制度に関すること。							
	市町村合併事務に関すること。							
	基幹統計及び各種統計（他の課に属するものを除く）に関すること。							
	ふるさと納税に関すること。							
	定住促進に関すること。							○
	結婚対策に関すること。							○
	市内の高等学校の魅力向上に関すること。							
	大学連携に関すること。							
	男女共同参画社会に関すること。							
	協働によるまちづくり施策の策定及び推進に関すること。							○
財政課	地域づくり活動及び支援に関すること。							
	財政計画の策定に関すること。							
	予算の編成、配当及び執行統括に関すること。							
	地方交付税、市債及び一時借入金に関すること。							
	特別会計の財務指導に関すること。							
	基金の管理運用に関すること。							
	財政状況の公表に関すること。							
	主要な施策の成果に関すること。							
	市有財産の総括管理及び調整に関すること。				○	→	→	→
	普通財産（市有林を除く。）の取得、処分及び管理に関すること。							
	市有財産の登記及び登録（他の所管に属するものを除く。）に関すること。							

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
税務課	市有財産の保険契約に関すること。							○
	建設工事指名審査委員会に関すること。							○
	入札事務に関すること。							○
	契約事務全般に関すること。							
	市県民税、軽自動車税、国民健康保険税の賦課及び減免に関すること。						○	→
	市たばこ税及び入湯税に関すること。							○
	固定資産税、特別土地保有税の賦課及び減免に関すること。						○	→
	土地、家屋及び償却資産の評価に関すること。						○	→
	国有資産等所在市町交付金に関すること。						○	→
	土地、家屋に係る帳簿並びに字図の整理及び保管に関すること。						○	→
	税務事務の総合調整に関すること。						○	→
	市税等の調定に関すること。						○	→
	過誤納金の還付又は充当に関すること。						○	→
	税等に関する証明及び台帳の閲覧に関すること。					○	→	→
	市税等の口座振替に関すること。						○	→
	市税等の徴収及びこれに伴う収入金の収納整理に関すること。					○	→	→
	市税等の督促及び滞納処分に関すること。							○
	市税等の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。							○
	徴収嘱託及び受託に関すること。							○
	市税等の徴収猶予に関すること。							○
市民課	市税等に係る訴訟に関すること。						○	→
	債権管理対策会議に関すること。							○
	後期高齢者医療保険料（普通徴収分）の徴収に関すること。							○
	介護保険料（第1号被保険者普通徴収分）の徴収に関すること。							○
	戸籍に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	住民基本台帳事務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	印鑑登録事務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	マイナンバーカードに関すること。			○	→	→	→	→
	埋火葬及び改葬の許可に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	中長期在留者に関すること。		○	→	→	→	→	→
	旅券に関すること。		○	→	→	→	→	→
	人口動態調査に関すること。					○	→	→
	身元及び身分に関すること。			○	→	→	→	→
	犯罪人名簿に関すること。							
	日雇労働者の健康保険に関すること。		○	→	→	→	→	→
	自動車臨時運行許可に関すること。			○	→	→	→	→
	自動車登録番号標封印に関すること。			○	→	→	→	→
	船員法（昭和22年法律第100号）に関すること。		○	→	→	→	→	→
	相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の規定による通知に関すること。						○	→
	総合窓口に関すること。							
健康ほけん課	地球温暖化防止に関すること。							
	再生可能エネルギーに関すること。						○	→
	自然環境保護に関すること。							
	環境保全に関すること。							
	環境美化にかんすること。							
	不法投棄対策環境美化に関すること。							
	公害対策に関すること。							
	一般廃棄物の処理に関すること。			○	→	→	→	→
	一般廃棄物の減量及び再資源化に関すること。							
	一般廃棄物処理施設に関すること。			○	→	→	→	→
	北松北部環境組合に関すること。			○	→	→	→	→
	浄化槽の普及促進に関すること。							
	墓及び火葬場に関すること。		○	→	→	→	→	→
	公衆衛生に関すること。		○	→	→	→	→	→
	狂犬病予防及び動物愛護に関すること。						○	→
	市民相談に関すること。				○	→	→	→
	消費者行政に関すること。							○
	小規模簡易専用水道に関すること。			○	→	→	→	→
	国民健康保険に関すること。			○	→	→	→	→
	国民健康保険運営協議会に関すること。							○
福祉課	後期高齢者医療に関すること。			○	→	→	→	→
	診療所の管理運営に関すること。		○	→	→	→	→	→
	国民年金に関すること。					○	→	→
	健康づくりに関すること。							○
	特定健診・特定保健指導に関すること。							○
	がん検診及び各種健康検診に関すること。							○
	食育の推進に関すること。							○
	食生活改善及び栄養指導に関すること。							○
	献血推進に関すること。							○
	健康管理システムに関すること。							○
	感染症（防疫を除く。）の予防及び予防接種（20歳未満の者に限るものを除く。）に関すること。							○
	歯科保健（乳幼児、児童、生徒に係るものを除く。）に関すること。							○
	地域医療連携に関すること。							○
	民生委員及び児童委員に関すること。		○	→	→	→	→	→
	老人施設措置に関すること。		○	→	→	→	→	→
	社会福祉協議会に関すること。		○	→	→	→	→	→
	戦没者の慰霊、同遺族及び戦傷病者に関すること。							○
	旧軍人の恩給及び年金等に関すること。							○
	引揚者及び未帰還者等の援護に関すること。							○
	災害救助に関すること。		○	→	→	→	→	→
	原爆被爆者に関すること。						○	→
福祉課	社会福祉法人の許認可、指導監査に関すること。							○
	生活保護に関すること。		○	→	→	→	→	→
	生活相談に関すること。		○	→	→	→	→	→
	行旅病人及び死亡人に関すること。							○
	身体障害者福祉に関すること。		○	→	→	→	→	→
	知的障害者福祉に関すること。		○	→	→	→	→	→
	精神障害者福祉に関すること。		○	→	→	→	→	→
	障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関すること。		○	→	→	→	→	→
	精神保健に関すること。					○	→	→
	福祉医療に関すること。					○	→	→
	障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。					○	→	→
	関係団体の指導育成に関すること。							○

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
長寿介護課	施設の管理に関すること。							○
	介護保険に関すること。					○	→	→
	介護認定審査会に関すること。						○	→
	高齢者福祉に関すること。		○	→	→	→	→	→
	敬老祝金に関すること。							
	老人クラブ及び老人クラブ連合会に関すること。							○
	シルバー人材センターに関すること。		○	→	→	→	→	→
	高齢者生活福祉センターに関すること。		○	→	→	→	→	→
	高齢者福祉計画に関すること。							○
	高齢者の総合相談支援・権利擁護に関すること。		○	→	→	→	→	→
	介護予防支援、介護予防ケアマネジメントに関すること。			○	→	→	→	→
	介護予防事業に関すること。					○	→	→
	地域包括ケアシステムの推進に関すること。							○
こども未来課	日常生活支援総合事業に関すること。			○	→	→	→	→
	関係団体の指導育成に関すること。							○
	子育て支援の総合調整に関すること。					○	→	→
	子ども・子育て支援事業に関すること。							○
	児童福祉に関すること。		○	→	→	→	→	→
	児童救済金に関すること。							○
	児童手当に関すること。					○	→	→
	児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。					○	→	→
	家庭児童相談に関すること。		○	→	→	→	→	→
	要保護児童に関すること。			○	→	→	→	→
	母子、父子及び寡婦福祉に関すること。			○	→	→	→	→
	福祉医療に関すること。					○	→	→
	関係団体の指導育成に関すること。							○
観光課	母子保健に関すること。							○
	感染症（防疫を除く。）の予防及び予防接種に関すること。							○
	歯科保健に関すること。							○
	観光事業の計画及び観光の振興に関すること。							○
	観光団体との連絡調整に関すること。					○	→	→
	観光施設等の整備及び維持管理に関すること。		○	→	→	→	→	→
	観光資源の保存及び開発に関すること。		○	→	→	→	→	→
商工物産課	温泉に関すること。		○	→	→	→	→	→
	自然公園の保存及び維持管理に関すること。		○	→	→	→	→	→
	観光案内及び宣伝誘致に関すること。							○
	物産の振興に関すること。						○	→
	物産の流通及び販路拡大に関すること。						○	→
	商工業の振興に関すること。						○	→
	中小企業の支援に関すること。					○	→	→
	商工関係団体等との連絡調整に関すること。					○	→	→
	雇用・労政に関すること。						○	→
	企業誘致及び立地に関すること。						○	→
文化交流課	工業団地の維持管理に関すること。							
	企業立地奨励措置に関すること。							
	高等教育機関の誘致に関すること。							
	地域の産業に従事する人材の確保に関すること。							
	ユネスコ活動に関すること。		○	→	→	→	→	→
	博物館、資料館に関すること。		○	→	→	→	→	→
	世界遺産に関すること。		○	→	→	→	→	→
	文化事業に関すること。							○
	文化財に関すること。		○	→	→	→	→	→
	文化、文化財関係団体の育成及び指導に関すること。							○
農林整備課	市史の編纂に関すること。							○
	国際交流に関すること。							○
	姉妹都市との交流に関すること。							○
	林業振興に関すること。						○	→
	林道及び治山事業に関すること。						○	→
	農業施設の維持管理に関すること。					○	→	→
	土地改良事業に関すること。						○	→
	農道に関すること。						○	→
	ため池等の管理に関すること。						○	→
	農林整備事業の各種計画に関すること。						○	→
農業振興課	農地等災害復旧事業に関すること。						○	→
	土地改良及び林業関係団体との連絡調整に関すること。						○	→
	受託工事に関すること。							○
	農業振興に関すること。						○	→
	畜産業振興に関すること。						○	→
	農山村地域の振興に関すること。							
	農畜産業の各種計画に関すること。						○	→
	農業振興地域に関すること。						○	→
	農業経営の改善及び指導奨励に関すること。						○	→
	鳥獣対策及び狩猟に関すること。							
水産課	農業関係団体との連絡調整に関すること。				○	→	→	→
	水産振興事業に関すること。							○
	漁業協同組合との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	水産関係団体に対する指導・育成に関すること。						○	→
	水産関係技術の普及指導に関すること。							○
	水産加工・販売流通に関すること。						○	→
	養殖業振興に関すること。						○	→
	漁業担い手育成に関すること。							○
	水産制度資金に関すること。							○
	漁場事業・漁港・漁港海岸保全施設・漁村環境整備関連事業等の計画策定に関すること。						○	→
	漁港関連施設・漁港海岸保全施設整備及び漁場整備事業の設計・積算・施行管理に関すること。				○	→	→	→
	漁港施設・漁港海岸保全施設・港湾施設の維持管理に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	県営漁港及び港湾事業等の連絡調整に関すること。		○	→	→	→	→	→
	漁港台帳・漁港海岸台帳・港湾台帳の整備に関すること。						○	→
	漁港施設・漁港海岸保全施設・港湾施設の占用及び使用の許可に関すること。					○	→	→
	漁港及び港湾区域内の不法占用及び不法投棄の取締りに関すること。							○
	漁港施設及び港湾施設の使用料の徴収に関すること。						○	→
	プレジャーボートの管理に関すること。						○	→
	漁港施設及び漁港海岸保全施設の災害復旧事業に関すること。						○	→
	漁港・港湾関係統計調査に関すること。							○

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
	漁港及び港湾区域内の公有水面埋め立てに関する事。							○
	漂流・漂着物に関する事。				○	→	→	→
	受託工事に関する事。							○
建設課	公有水面に係る庶務に関する事。						○	→
	所管に係る統計に関する事。						○	→
	登記事務に関する事。					○	→	→
	市道の認定、変更及び廃止に関する事。							○
	道路橋梁台帳の整備に関する事。							○
	道路の境界確認に関する事。							○
	道路・河川整備計画の策定及び推進に関する事。							○
	道路・河川工事の設計施工監督に関する事。							○
	道路・河川災害復旧事業に関する事。							○
	道路・河川等の維持管理に関する事。							○
	道路・河川等の緊急補修に関する事。							○
	道路・河川の不法占用及び不法投棄の取締りに関する事。							○
	道路・河川等の占用及び使用許可に関する事。						○	→
	公共土木施設災害復旧事業の実施に関する事。							○
	地すべり及び海岸保全に関する事。							○
	急傾斜地崩壊防止事業に関する事。							○
	地籍調査の計画・調整に関する事。						○	→
	地籍調査の実施に関する事。						○	→
	地籍調査の成果の管理に関する事。						○	→
	受託工事に関する事。							○
都市計画課	市営住宅の入居者の選定及び使用料の徴収事務に関する事。			○	→	→	→	→
	市営住宅の建設及び管理に関する事。					○	→	→
	建築工事の設計施工監督に関する事。				○	→	→	→
	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認に関する事。				○	→	→	→
	住宅金融支援機構委託業務に関する事。				○	→	→	→
	公共施設の営繕に関する事。				○	→	→	→
	都市公園整備事業の企画実施に関する事。				○	→	→	→
	都市公園の維持管理に関する事。				○	→	→	→
	都市計画事業に関する事。				○	→	→	→
	景観計画及び推進に関する事。				○	→	→	→
	都市計画審議会に関する事。				○	→	→	→
	下水道に関する事。				○	→	→	→
	用途地域に関する事。				○	→	→	→
	土地利用対策に関する事。				○	→	→	→
	美しいまちづくり推進事業に関する事。				○	→	→	→
	受託工事に関する事。				○	→	→	→
	空き家対策に関する事							○
会計課	歳入歳出予算の収支及び決算に関する事。							○
	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）及び物品の出納及び保管に関する事。			○	→	→	→	→
	有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。							○
	歳入歳出外金に関する事。						○	→
	支出負担行為の確認に関する事。				○	→	→	→
	指定金融機関等との連絡調整に関する事。				○	→	→	→
	所得税の源泉徴収の払込みに関する事。							○
	支出関係の審査及び指導に関する事。				○	→	→	→
	その他会計に関する事。							○
生月支所 地域振興課	本庁との行政事務全般の連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	自治会活動に関する事。							○
	庁舎の維持管理及び営繕に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	防災に関する事。							
	交通安全運動の実施に関する事。							
	交通共済事務に関する事。							○
	協働によるまちづくりの推進に関する事。							
	地域づくり活動及び支援に関する事。							
	市税及び税外歳入の収納に関する事。				○	→	→	→
	戸籍及び住民基本台帳に関する事。		○	→	→	→	→	→
	印鑑登録事務に関する事。		○	→	→	→	→	→
	マイナンバーカードに関する事。			○	→	→	→	→
	埋火葬及び改葬の許可に関する事。			○	→	→	→	→
	中長期在留者に関する事。			○	→	→	→	→
	旅券に関する事。				○	→	→	→
	自動車臨時運行許可に関する事。				○	→	→	→
	自動車登録番号標封印に関する事。				○	→	→	→
	船員法に関する事。				○	→	→	→
	各種届出書の受付及び証明書等の交付に関する事。		○	→	→	→	→	→
	リサイクル事業に関する事。							
	畜犬病予防及び動物愛護に関する事。						○	→
	漁港施設の使用料等の徴収に関する事。							
	漁港区域内の維持管理に関する事。							
	プレジャーボートの管理に関する事。							
	観光施設の維持管理に関する事。							
	自然公園に関する事。							
	道路橋梁及び河川等の維持管理に関する事。							○
	道路及び河川等の占用及び使用の許可に関する事。							
	公共施設の維持管理及び営繕に関する事。							
	港湾施設の維持管理に関する事。							
	農業集落排水事業に関する事。							
	前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めたこと。			○	→	→	→	→
	本庁との行政事務全般の連絡調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
	自治会活動に関する事。					○	→	→
	庁舎の維持管理及び営繕に関する事。							○
	防災に関する事。						○	→
	交通安全運動の実施に関する事。					○	→	→
	交通共済事務に関する事。					○	→	→
	協働によるまちづくりの推進に関する事。					○	→	→
	地域づくり活動及び支援に関する事。					○	→	→
	市税及び税外歳入の収納に関する事。		○	→	→	→	→	→
	戸籍及び住民基本台帳に関する事。		○	→	→	→	→	→
	印鑑登録に関する事。		○	→	→	→	→	→
	マイナンバーカードに関する事。			○	→	→	→	→

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
田平支所 地域振興課	埋火葬及び改葬の許可に関すること。			○	→	→	→	→
	中長期在留者に関すること。			○	→	→	→	→
	旅券に関すること。				○	→	→	→
	自動車臨時運航許可に関すること。			○	→	→	→	→
	各種届出書の受付及び証明書等の交付に関すること。		○	→	→	→	→	→
	リサイクル事業に関すること。					○	→	→
	畜犬病予防及び動物愛護に関すること。					○	→	→
	浄化センターに関すること。		○	→	→	→	→	→
	漁港施設の使用料等の徴収に関すること。							○
	漁港区域内の維持管理に関すること。						○	→
	プレジャーボートの管理に関すること。							○
	観光施設の維持管理に関すること。						○	→
	自然公園に関すること。							○
	道路橋梁及び河川等の維持管理に関すること。						○	→
	道路及び河川等の占用及び使用の許可に関すること。							○
	公共施設の維持管理及び営繕に関すること。						○	→
	港湾施設の維持管理に関すること。						○	→
	分譲住宅グリーンヒルズ管理運営事業に関すること。							
	前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めたこと。							
大島支所 地域振興課	本庁との行政事務全般の連絡調整に関すること。		○	→	→	→	→	→
	自治会活動に関すること。					○	→	→
	庁舎の維持管理及び営繕に関すること。						○	→
	防災に関すること。						○	→
	交通安全運動の実施に関すること。					○	→	→
	交通共済事務に関すること。					○	→	→
	協働によるまちづくりの推進に関すること。							○
	地域づくり活動及び支援に関すること。							○
	ふるさと大島情報提供施設（CATV）に関すること。			○	→	→	→	→
	市税及び税外歳入の収納に関すること。		○	→	→	→	→	→
	戸籍及び住民基本台帳に関すること。		○	→	→	→	→	→
	印鑑登録事務に関すること。		○	→	→	→	→	→
	マイナンバーカードに関すること。							
	埋火葬及び改葬の許可に関すること。			○	→	→	→	→
	中長期在留者に関すること。			○	→	→	→	→
	旅券に関すること。				○	→	→	→
	自動車臨時運行許可に関すること。		○	→	→	→	→	→
	自動車登録番号標封印に関すること。							
	各種届出書の受付及び証明書等の交付に関すること。		○	→	→	→	→	→
	一般廃棄物処理に関すること。				○	→	→	→
	リサイクル事業に関すること。				○	→	→	→
	畜犬病予防及び動物愛護に関すること。					○	→	→
	墓地の管理に関すること。		○	→	→	→	→	→
	し尿処理に関すること。		○	→	→	→	→	→
	管内の保健事業に関すること。							○
	農業土木に関すること。					○	→	→
	鳥獣対策に関すること。					○	→	→
	漁港施設の使用料等の徴収に関すること。							○
	漁港区域内の維持管理に関すること。						○	→
	プレジャーボートの管理に関すること。							○
	観光施設の維持管理に関すること。							○
	自然公園に関すること。							○
	道路改良及び舗装に関すること。							○
	道路橋梁及び河川等の維持管理に関すること。						○	→
	市道及び農道の維持管理に関すること。						○	→
	道路及び河川等の占用及び使用の許可に関すること。							○
	公共施設の維持管理及び営繕に関すること。							○
	港湾施設の維持管理に関すること。							○
	美しいまちづくり推進事業に関すること。							
	あづち大島いさりびの里事業に関すること。							
	前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めたこと。							
教育委員会 教育総務課	教育長の秘書事務に関すること。					○	→	→
	教育委員会の会議に関すること。					○	→	→
	事務局関係職員の任免その他人事に関すること。						○	→
	教具その他設備の整備に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。							○
	教育その他の調査統計に関すること。							○
	奨学資金貸付事務に関すること。							○
	就学援助に関すること。					○	→	→
	文教施設の建設計画及び営繕に関すること。					○	→	→
	学校の設置、管理及び廃止に関すること。							○
	教育財産の管理に関すること。					○	→	→
	管内の学校給食施設の運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	学校予算に関すること。							○
	教育総務課及び学校教育課の予算に関すること。							○
	教育総務課及び学校教育課の経理に関すること。							○
	公印の管理に関すること。							○
	課の庶務に関すること。						○	→
	教育行政に関する相談に関する事務を総括すること。						○	→
	その他各課の所掌に属しない事項に関すること。						○	→
教育委員会 学校教育課	教育の基本計画に関すること。					○	→	→
	教職員の服務及び指導に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	教職員の人事異動に関すること。					○	→	→
	教職員の研修に関すること。						○	→
	学級編制及び教育課程の編成に関すること。				○	→	→	→
	A L T に関すること。				○	→	→	→
	人権・同和・平和教育に関すること。					○	→	→
	学校体育に関すること。				○	→	→	→
	生徒指導及び適応指導教育に関すること。			○	→	→	→	→
	学校保健・安全に関すること。			○	→	→	→	→
	就学に関すること。				○	→	→	→
	教科用図書の採択及び給与事務に関すること。					○	→	→
	月例報告に関すること。					○	→	→
	公文書の保管、諸願及び届けに関すること。			○	→	→	→	→

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
	日本スポーツ振興センター及び災害共済給付に関すること。			○	→	→	→	→
	学校医療券に関すること。			○	→	→	→	→
	学齢簿に関すること。			○	→	→	→	→
	転出入及び入学事務に関すること。			○	→	→	→	→
	就学時健康診断に関すること。				○	→	→	→
	幼稚園教育に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	課の庶務に関すること。		○	→	→	→	→	→
	教育行政に関する相談に関すること。		○	→	→	→	→	→
	社会教育関係施設の整備及び管理運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	社会教育委員に関すること。							○
教育委員会 生涯学習課	視聴覚教育に関すること。							○
	人権及び同和教育に関すること。							○
	社会教育団体の育成及び支援に関すること。							○
	少年教育に関すること。							○
	公民館の運営指導に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	図書館の運営指導に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	少年センターに関すること。					○	→	→
	生涯学習の推進に関すること。							○
	生涯学習の企画、調査及び連絡調整に関すること。							○
	課の庶務に関すること。							○
	教育行政に関する相談に関すること。					○	→	→
	社会体育の推進に関すること。							○
	社会体育の企画、調査及び連絡調整に関すること。							○
	スポーツ推進委員に関すること。							○
	社会体育団体の育成及び支援に関すること。							○
	社会体育関係施設の整備及び管理運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	区域の学社融合に関すること。							○
	社会教育関係施設の管理に関すること。							○
	区域の社会教育団体の育成及び指導者養成に関すること。							○
	区域の青少年団体の育成及び指導者養成に関すること。							○
	区域の社会体育の普及振興及び指導に関すること。							○
	区域の社会体育の企画運営に関すること。							○
	区域のスポーツ推進委員に関すること。							○
	区域の社会体育団体の育成及び指導者養成に関すること。							○
	社会体育施設の管理に関すること。							○
	区域の生涯学習の推進に関すること。							○
	区域の文化関係団体の育成及び指導に関すること。							○
	公民館の運営管理に関すること。							○
議会事務局	公印の管理に関すること。							○
	秘書に関すること。							○
	儀式及び交際に関すること。							○
	文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。							○
	事務局の所管に係る予算の経理に関すること。							○
	議員の身分及び議員共済に関すること。							○
	議員の議員報酬及び費用弁償に関すること。							○
	議員の出欠に関すること。							○
	職員の人事及び給与に関すること。							○
	物品の出納及び保管に関すること。							○
	議場及び議会関係各室の維持管理に関すること。							○
	自動車の管理に関すること。							○
	議会図書の整備及び管理に関すること。							○
	議長会、事務局長会その他会議の庶務に関すること。							○
	常任委員会及び特別委員会に関すること。							○
	政務活動費に関すること。							○
	他の班の所管に属さない事務に関すること。							○
	本会議に関すること。		○	→	→	→	→	→
	常任委員会及び特別委員会に関すること並びにこれらの統括に関すること。		○	→	→	→	→	→
	議会運営委員会に関すること。		○	→	→	→	→	→
	議会の運営に必要な会議に関すること。		○	→	→	→	→	→
	請願、陳情等に関すること。		○	→	→	→	→	→
	議員提出議案の立案に関すること。		○	→	→	→	→	→
	議決事項の処理に関すること。		○	→	→	→	→	→
	議会の傍聴に関すること。							○
	会議録に関すること。							○
	規則等の制定改廃に関すること。							○
	市政一般の調査に関すること。							○
	議員の議会活動に資するための各種情報の提供に関すること。							○
	議会選出の各種委員に関すること。							○
	議会の広報に関すること。							○
	議会中継に関すること。							○
	各種資料の収集、整理及び保管に関すること。							○
	議会だより及び各種刊行物の編集発行に関すること。							○
	法令等の調査研究に関すること。							○
	他都市からの行政視察に関すること。							○
	照会事項の処理に関すること。							○
	議長会、事務局長会その他会議に関すること。							○
	その他議事及び調査に関すること。							○
監査委員事務局	公印の保管に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	文書の收受に関すること。					○	→	→
	監査結果の報告及び公表の手続に関すること。					○	→	→
	職員の分担事務の指定に関すること。							○
	職員の休暇、欠勤その他服務に関すること。		○	→	→	→	→	→
	職員の時間外勤務命令に関すること。					○	→	→
	物品購入及び経費の支出に関すること。					○	→	→
	軽易又は定例的な事項の報告、照会及び回答に関すること。					○	→	→
	前各号に定めるもののほか、軽易な事務の処理に関すること。							○
	公印の管理に関すること。			○	→	→	→	→
	委員及び農地利用最適化推進委員の身分に関すること。			○	→	→	→	→
	職員の身分、服務及び研修に関すること。			○	→	→	→	→
	総会及び各種会議に関すること。				○	→	→	→
	例規に関すること。				○	→	→	→
	農政関連補助事業の推進に関すること。				○	→	→	→
	文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。					○	→	→

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
農業振興課内 (農業委員会)	農業者年金に関すること。					○	→	→
	納税猶予に関すること。					○	→	→
	農業後継者に関すること。					○	→	→
	農地等の確保、利用集積その他効率的な利用の促進に関すること。				○	→	→	→
	法人化その他農業経営の合理化に関すること。				○	→	→	→
	農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査、研究並びに農業及び農民に関する情報の提供に関すること。				○	→	→	→
	農業及び農民に関する事項についての意見の公表及び建議又は答申に関すること。					○	→	→
	農地等の権利移動、設定、転用及び許可に関すること。				○	→	→	→
	農地又は未墾地の買取、売渡し及び許可に関すること。				○	→	→	→
	農地等の利用関係の紛争の和解及び仲介に関すること。				○	→	→	→
	国有農地等の管理に関すること。					○	→	→
	農用地利用集積計画の決定に関すること。					○	→	→
	農用地利用権設定等促進事業に関すること。					○	→	→
	農地等の交換分合計画同意に関すること。					○	→	→
	公告及び縦覧に関すること。						○	→
	農地等に係る諸証明に関すること。				○	→	→	→
	その他農地等に関すること。				○	→	→	→
	事務局の庶務に関すること。					○	→	→
総務課内 (選挙管理委員会)	委員長の指揮による選挙事務全般に関すること					○	→	→
	選挙事務局に関する全般の指揮監督					○	→	→
	平戸市明るい選挙推進協議会に関すること							○
	選挙管理委員会会議に関すること					○	→	→
	政治団体、後援会等に関すること							○
	各種証明に関すること			○	→	→	→	→
	各種選挙事務に関すること	○	→	→	→	→	→	→
	永久選挙人名簿定時登録に関すること				○	→	→	→
	海区選挙人名簿の作成							
	裁判員・検察審査員候補者名簿の作成							○
	予算に関すること			○	→	→	→	→
	庶務全般に関すること			○	→	→	→	→
	文書受付、処理に関すること			○	→	→	→	→